

災害時活動拠点施設等の

〔公募期間〕

令和5年5月23日(火)～6月30日(金)17時必着

レジリエンス強化型ZEB補助金が公募開始！

環境省 補助事業名：令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業

レジリエンス強化型の新築建築物 ZEB 実証事業/レジリエンス強化型の既存建築物 ZEB 実証事業

執行団体：一般社団法人静岡県環境資源協会（略称「SERA」）

対象事業者：国内で事業を営んでいる者 ※都道府県、政令市、中核都市及び施行時特例市は対象外
(民間企業、個人事業主、学校法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、地方公共団体、等)

補助率：2/3、3/5、1/2 費用対効果による上限あり（4ページ目を参照）

対象経費：設備費・工事費（撤去処分費等除く） ※設計費は補助対象外

対象建物：新築、既存建築物（延べ面積の要件あり）

■ 主たる申請要件

BELSの認定を得られるZEB※1であること

災害時にも必要なエネルギーが供給できる公共性の高い施設※2であること

再エネ設備(太陽光発電等)と据置(定置)型蓄電池を導入したレジリエンス対応※3であること

原則、ハザードマップにおいて土砂災害の危険性が高い地域に想定されないこと

省エネ型の第一種換気設備(全熱交換器等)を導入すること

BEMSを導入し、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること

需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること

ZEBプランナーが関与する事業でZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと

実施期間は原則単年度。条件により複数年度も可能（2年度以内）

事業完了後3年間、事業報告書を提出すること

※1 本事業におけるZEBとは、BELSの認証を得られる『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyの施設です。ZEB Orientedは対象となりません。

※2 災害時に機能維持が求められる公共性の高い施設であることを証する下記いずれかの書面が必要です。

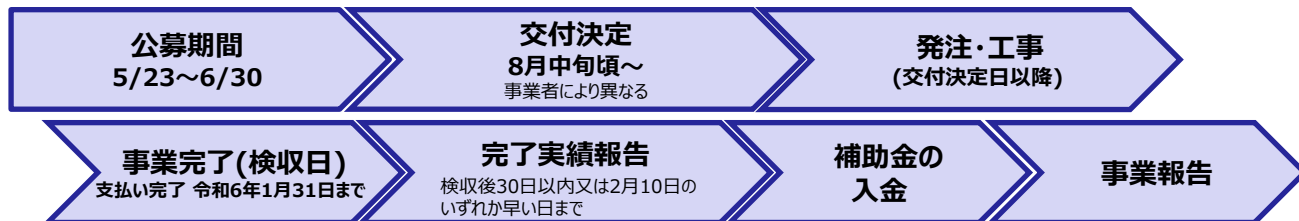
- ・地域防災計画に防災拠点等として位置付けられる施設であることがわかる書面。
- ・地方公共団体と民間企業等との間で協定が締結され、災害時に地域住民が活用する防災拠点、避難施設等として位置づけられている施設であることがわかる書面。等

(協定締結予定の場合は、原則として補助事業の完了時までには協定の締結が条件)

※3 レジリエンス対応とは、停電時にも自立的に必要なエネルギーを供給できる機能。平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備及び据置(定置)蓄電池を導入すること。

再エネ設備は、原則、主に自家消費されること。再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)は不可。

1 スケジュール（単年度の場合）



2 対象施設

- ①申請者による面積要件 ※延べ面積の定義は公募要領を参照ください
- a. **地方公共団体等**（地方独立行政法人、公営企業を含む。ただし都道府県、政令市、中核都市及び施行時特例市を除く）の**所有する建築物等**（面積要件なし）
- b. **上記以外の者が所有する業務用建築物等**（**新築の場合は延べ面積 10,000 m²未満、既存建築物の場合は延べ面積 2,000 m²未満に限る**）
- ②下表に掲げる用途に供される業務用施設であること。なお、用途は原則として確認申請書により判断する。飲食店等については、自然公園内でのみ対象とする

用途	具体例	対象外建物の例
事務所等	事務所、官公署等	住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場、キャバレー、パチンコ屋、競馬場・競輪場 等
ホテル等	ホテル、旅館等	
病院等	病院、老人ホーム、福祉ホーム等	
物販店等	百貨店、マーケット等	
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、給食センター等	
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店等 ※自然公園内のみ対象	
集会所等	図書館、博物館、体育館、公会堂、集会場、映画館等	
建築物木材利用促進協定に基づく木材を用いる／CLT等の新たな木質材料を用いた ZEB建築物（別途要件あり）		

- ③申請時点において、建築物の実施設設計が完了している建築物であること。
- ④新築の場合は確定検査時に登記簿を確認できるものであること。既存建築物の場合は登記されたものであること。（地方公共団体を除く。）

3 対象事業の一次エネルギー消費量について

建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、**設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減**すること。

※建築物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム（WEBプログラム）を使用して算出すること

※再生可能エネルギーを利用した発電量は考慮しない

※詳細は公募要領を参照ください

4 浸水被害発生時の措置について

補助対象設備を導入する施設について、以下の措置を講じること

a ハザードマップで浸水想定区域となっていない地点

上層階（2階相当）以上に主要設備を設置する又は水密構造の部屋に主要設備を設置するなど、想定外の水害等による浸水発生時においても安定してエネルギー供給を行うことができる設計となっていること。

b ハザードマップで浸水想定区域となっている地点

ハザードマップでの想定浸水深に加え、一定以上の高さを確保して主要設備を設置するなどの措置を講ずる又は水密構造の部屋に主要設備を設置するなど、水害等による浸水を想定した設計となっていること。

c 施設が高台に新築されるなど、水害による浸水が起こる可能性が極めて低い地点

施設が設置される場所の地形、周辺の河川等の状況など、浸水する可能性が極めて低いと判断できる合理的な根拠を示す資料の提出により水害等による浸水を想定した設計は要件としない。

5 補助対象経費

補助対象経費区分	項目
設備費	補助対象システム・機器及び当該システム・機器の導入に必要な機械装置・高性能な建築材料・計測装置等の購入、製造（改修を含む）等に要する経費（ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く）
工事費	補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する経費
事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する経費
その他	建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価機関による認証（ZEB Ready 以上）を受けるために必要な費用（交付規程では工事費に含まれる）

6 主な補助対象となる設備の範囲

区分	項目	対象範囲	補助対象設備	
設備費	断熱	断熱等（省エネルギー計算ができること）	建築物（外皮）性能が向上する場合に限る	断熱材（断熱材のみ。断熱扉の断熱材以外の装飾等に関する部分等は対象外）、Low-E 複層ガラス、高性能窓（断熱・遮熱性能に優れているもの）、日射追従型ブラインド、日射追従型ルーバー等
	空調・給湯	熱源機器	高効率機器に限る	冷凍機、ヒートポンプ、冷温水器、業務用エアコン（GHP、EHP） ルームエアコンは国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分（い）を満たす機種に限り補助対象。
		空調機器	高効率機器及び器具に限る	VAV 空調機、全熱交換器組込型空調機、顕熱交換器、VAV ユニット、モータダンパ、デンカント空調機、全熱交換器、輻射冷暖房システム等（標準型のファンコイルやファンコンベクタ、放熱器等は対象外）
		給湯機器	省エネ機器及び器具に限る	ヒートポンプ型給湯器、排熱回収型ボイラ等（潜熱回収型給湯器や、給湯機器からカランまでの配管は対象外）
	換気	換気機器	省エネ機器及び器具に限る	ブラシレスDCモーター型、インバータ制御ファン等
	再生エネルギー	再生可能エネルギー利用機器	右記のエネルギー等を利用した機器・システム	太陽光、風力、小水力等（発電した電力を主に自家利用する場合に限る）
		コージェネ	右記の機器・システム	コージェネ（燃料電池を含む）
		蓄電システム	創蓄連携に限る	蓄電システム（車載型蓄電池等も含む）、創蓄連携に必要な機器及び制御盤（系統からの充電は行わず、再生可能エネルギー設備等によって発電した電気エネルギー等を蓄えるものに限る）※詳細要件があるため、公募要領参照のこと
	電源	受変電設備	高効率機器に限る	高効率トランス（本体のみ） （第2次トッピング基準で定められたものに限る）
		負荷設備	省エネ機器の設置と一体不可分の設備に限る	動力制御盤、分電盤等、配管配線及び付属品
	BEMS（自動制御機器含む）	制御部	制御部	制御機器（センサ、アクチュエータ、コントローラ等）、盤類（自動制御盤、動力制御盤、インバータ盤等）、自動制御関連設備（VAV 等）、計測計量装置（熱量計、CT、電力量計、ガスメーター等）、制御用配管配線及び付属品
		監視部	監視部	中央監視装置（中央監視盤、照明制御盤等）、伝送装置（インターフェイス、リモートステーション等）、通信装置（ルータ等）、制御用配管配線及び付属品
		管理部	管理部	BEMS 装置
工事費	工事費	補助事業の実施に不可欠で、補助事業設備の設置と一体不可分の工事に限る	搬入・据付工事、配管工事、ダクト工事、電気配管・配線工事、断熱工事、機器保温塗装工事、基礎工事、場内搬送費、試運転調整費、仮設費、工事者の現場経費等	
その他	省エネルギー性能表示	省エネルギー性能表示に限る	省エネルギー性能の表示に係る費用 省エネルギー性能評価の認証を受ける申請費用及び評価結果を表示するための費用（プレート代等）	

注）照明設備は補助対象外です。

7 補助金の交付額

原則として補助対象経費の次の割合を補助する

延べ面積	区分	新築		既存建築物	
		地方公共団体 所有	地方公共団体 以外所有	地方公共団体 所有	地方公共団体 以外所有
10,000 m ² 以上	『ZEB』	補助率3分の2 (上限 5 億円)	-	補助率3分の2 (上限 5 億円)	-
	Nearly ZEB	補助率5分の3 (上限 5 億円)			
	ZEB Ready	補助率2分の1 (上限 5 億円)			
2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	『ZEB』	補助率3分の2 (上限 5 億円)		補助率3分の2 (上限 5 億円)	-
	Nearly ZEB	補助率5分の3 (上限 5 億円)			
	ZEB Ready	補助率2分の1 (上限 5 億円)			
2,000 m ² 未満	『ZEB』	補助率3分の2 (上限 3 億円)		補助率3分の2 (上限 3 億円)	
	Nearly ZEB	補助率5分の3 (上限 3 億円)			
	ZEB Ready	補助率2分の1 (上限 3 億円)			

なお、CO₂排出量 1 トンを削減するために必要な補助金額※が、下記区分の金額を超える場合は、**下記区分の金額[円/ t-CO₂] × (CO₂排出削減量[t-CO₂/年] × 耐用年数[年])**から求めた補助金額を上限とする。

『ZEB』、 Nearly ZEB、 ZEB Ready	150,000 円/ t-CO ₂
------------------------------	------------------------------

※CO₂排出量 1 トンを削減するために必要な補助金額を求める算定式

$$= \text{補助金額[円]} \div (\text{CO}_2\text{排出削減量[t-CO}_2\text{/年]} \times \text{耐用年数[年]})$$

8 審査における加点ポイント

- ・建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業については優先採択枠を設ける。
- ・CLT（直交型集成板）を活用する建築物については優先採択枠を設ける。
- ・被災建築物の建て替え事業については優先採択枠を設ける。
- ・新耐震基準以前の建物の建て替え・改修(新耐震基準を満たすもの)を行う事業については、審査段階において加点する。
- ・実施箇所が国土強靱化計画に位置づけられている場合は、審査段階において加点する。
- ・実施箇所が地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画に全て定めた市町村の再エネ促進区域内に位置づけられている場合は、審査段階において加点する。
- ・学校について、エコスクール・プラスの認定を受けている場合は、審査段階において加点する。
- ・新築建築物で、補助事業者または入居(予定)のテナントが「リーディングテナント行動方針」の賛同者である場合は、審査段階において加点する。
- ・複数年事業は、全補助対象経費における、初年度事業費の割合が高いものを加点とする。
- ・電力調達も助産し再エネ100%となる事業※については審査段階において加点する。

※ 電力調達も助産し再エネ100%となる事業とは、施設全体のエネルギー消費量を全て再エネで賄う事業のこと。
グリーン電力証書、J-クレジット、非化石証書などの利用も可能。(但し、補助事業上、J-クレジット制度への登録は不可)

9 交付申請時の主な必要書類について

- ①交付申請書 ②実施計画書 ③レジリエンス機能が求められる公共性の高い施設であることを証する書面（地域防災計画、地方公共団体との災害時協定等） ④ハザードマップ ⑤導入量算出表 ⑥経費内訳 ⑦参考見積書 ⑧システム概念図 ⑨エネルギー計量計画図 ⑩省エネルギー計算書 ⑪省エネルギー計算書の根拠 ⑫ZEB 事業紹介図 ⑬車載型蓄電池、充放電設備、充電設備の補助金所要額 ⑭歳入歳出予算書（地方公共団体のみ） ⑮暴力団排除に関する誓約事項 ⑯交付要件等確認書 ⑰会社案内 ⑱定款または寄付行為 ⑲履歴事項全部証明書 ⑳直近2カ年の決算報告書 ㉑建物登記簿謄本 ㉒建築確認申請書及び確認済証 ㉓土地登記簿謄本 ㉔土地賃貸契約書 ㉕建物図面（平面図、立面図等） ㉖設計図（設備の機器表、配置図、カタログ） ㉗各種計算書 など

※詳しくは執行団体ホームページ掲載の申請様式「提出書類チェックシート（レジリエンスZEB）」をご確認下さい。

10 問合せ先窓口及び提出（送付）先

一般社団法人 静岡県環境資源協会 省CO₂促進事業支援センター
〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 1 2 - 6 シャンゾンビル紺屋町 7 階
TEL : 054-266-4161 FAX : 054-266-4162 Email : zeb@siz-kankyoku.or.jp
URL : http://www.siz-kankyoku.jp/2023CO2_rzeb.html

※ 申請にあたっては、執行団体のホームページ上に掲載されている公募要領を必ずご確認ください。